

# 「(仮称) 豊島区子ども・若者総合計画 (素案)」に対する

## パブリックコメント (意見公募手続) について

豊島区では、子どもの健やかな成長や子育てを支える施策の推進のために「豊島区子どもプラン」(平成27年度～平成31年度)を、また、子どもから若者の成長や自立を支える社会の形成を目指して「豊島区子ども・若者計画」(平成29年度～平成31年度)を策定し、子ども・若者施策を推進してきました。

このたび、平成31年度までを計画期間とする「豊島区子どもプラン」及び「豊島区子ども・若者計画」の改定にあたり、2つの計画を統合し、「豊島区子ども・若者未来応援あり方検討会報告書(平成30年3月)」の方向性を含めるとともに、新たに「子どもの権利推進計画」を盛り込んで、子ども・若者に関する総合計画を策定いたします。

策定にあたっては区民の皆様や関係団体等へのアンケート調査及びヒアリング調査を実施するとともに、区民・学識経験者からなる青少年問題協議会や子ども・子育て会議、子どもの権利委員会において調査・審議し、計画の素案をとりまとめました。

この素案について、パブリックコメント(意見公募手続)制度に基づき、区民の皆様のご意見をお聴きします。

### 意見募集要領

#### 1. 募集期間

令和元年12月17日(火) ～ 令和2年1月7日(火)

#### 2. 提出方法

以下を記入し、子ども若者課窓口への持参、郵送、ファクス、Eメールにてご提出ください。

- ・ ご意見
- ・ 郵便番号、住所
- ・ 氏名または団体名(代表者名・担当者名)

#### 3. 提出先

〒171-8422 豊島区南池袋2丁目45番1号 区役所本庁舎4階  
豊島区 子ども家庭部子ども若者課 計画グループ

【窓口受付時間:8時30分～17時15分】(土・日、休日、年末年始を除く)

ファクス番号:03(3980)5042

Eメール : [A0017309@city.toshima.lg.jp](mailto:A0017309@city.toshima.lg.jp)

#### 4. 意見提出ができるかた

意見を提出できるのは、次のいずれかに該当する場合です。

- 区内に住所を有するかた
- 区内の事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- 区内の事務所又は事業所に勤務するかた
- 区内の学校に在学するかた
- その他募集の対象となっている案件に利害関係を有するかた

#### 提出いただいたご意見の取り扱い

提出いただいたご意見の概要及びご意見に対する区の考え方について、区ホームページ等で公表します。なお、個々のご意見に対して、個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

また、提出いただいた書類などは、返却いたしません。

#### 問い合わせ先

豊島区子ども家庭部子ども若者課計画グループ

〒171-8422 豊島区南池袋2丁目45番1号 区役所本庁舎4階

電話：03 - 4566 - 2471